

平成27年度第5回（第18回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成27年8月8日（土）午後7時～9時15分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 2階 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（16名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	飯島 晃	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄三丁目自治会	—	岡田正嗣
末広二丁目親交会	坂下 茂	—
新海道自治会	大田浩之	—
グランステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	長谷部（代理）	山崎 武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	村上（代理）	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	小川昌平	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	阿部健二
グランスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島業務課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	—
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

【邑上会長】

皆さん、こんばんは。時刻になりましたので、本日の協議会を始めたいと思います。皆さん、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。きょうは夏休みですかね、大分人が少ないようですけれども、進めたいと思います。

まずは事務局のほうから連絡事項がありますのでお願いします。

【木村課長】

お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は正副会長の選任、施設の姿について、その他ということで行いたいと思います。

本日配付した資料でございますが、地域連絡協議会年度内の具体的検討内容、それから受け入れ方式の比較表となっております。また、前回の会議録を皆様に送付しております。訂正等ございましたら後ほど事務局のほうまでお願いしたいと思います。

それでは、進行に当たりまして、連絡とお願いをさせていただきます。

会議の終了時間は8時45分を予定しております。ご発言いただく場合には、会議録作成の関係もありますので、お名前の後にご発言をいただきますようお願いいたします。

本日も各市担当部長が出席しておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【邑上会長】

ありがとうございます。

式次第では最初に正副会長の選任ということになっていますが、これは後に回したいと思っているのですが特に問題はないですか。

一応、次第だと3番目の施設の姿についてということが次の項目になるのですが、先日、事務局側とお話をしている、施設の姿というのは、このA3の紙を見ていただくとわかるのですが、本当に施設の姿の内容について話す内容になっています。これでよいですかということを一旦皆さんに問いかけして、よいということであれば進めるのがいいかなと思うのですが。

なぜそういうことを言っているかということ、前は3市長が来ていたので、いつもとは違う内容だったかなと思っています。その前の前々回のときには、皆さんお持ちかどうかわかりませんが、ごみ処理施設の計画等に対する意見・質問についてというA3の紙、この質問と回答についての内容を一旦見るという状態で終わっていたかと思います。この話をしない状態で先に進んでいいのかというのを、私自身は疑問に感じておりまして、皆さんはいかがかなと思ってお聞きしているつもりです。

いかがでしょうか。何かご意見はありますか。

【森口専任者】

どの順番になっても構いませんが、要綱の改正をお願いします。要綱の改正については、この前、片山さんもできる話し合いだということもありますし、要綱を見ると改正もできるということだったので、改正を提案します。入りますか。

【邑上会長】

とりあえずお聞きしたかったので、ほかに意見があるかというのを。

ほかの方はいかがですか。

【小川専任者】

イーストスクエアの小川です。要綱自体はその前からもお話があって、前回、市長が参加されたところで、会長が最後に、次回は要綱からやりましょうということがありましたので、森口さんがおっしゃったことに私は賛成します。

【森口専任者】

今後もずっと、要綱がなければこの会は存在しないということなので、要綱がなければ進められない。多分お互いに思い違いやら齟齬やらあると思うのですが、ここできっちりしたほうが、この後、順調に進むと思いますので、お願いします。できることはできる、できないことはできない、できないことであればそれは要綱に書き加えて、そういうことはしないと書き加えていただく形で提案していきたいと思います。

それと、前回、小平市長が、協議会とは協議をするところですか、説明をするところですかと言ったら、それはここに協議会の会長がいるので協議会の会長に聞いてくださいということだったのですが、ここは説明の場ですか、それとも協議の場ですか。その範囲なども、その要綱などのときにもう一度詰めていただきたいと思います。

【邑上会長】

ほかに意見がある方はいますか。もともと、この施設の姿についてというのを進めたいというのが衛生組合側のほうの主題になっていますが、私は、前々回るときにやった質問と意見のところできていないので、これからやってはどうかという話をしました。それに対して、確かに前回話したのですが、要綱からやったらどうだという意見です。ほかの方はいかがですか。

【森口専任者】

要綱もそうですが、施設の姿よりも先に、前回の回答をいただいていることに対して再質問もあるのでやっていただきたいと思います。順番は会長にお任せします。

【小川代表者】

ほかの方もいろいろとご意見はあると思いますが、一つは、要綱については、松本課長から私

が一方向的に押し付けるものだったという話をしましたところ、それは一方的じゃないと。会議録を読んでみましたら、全体的には要綱の改正で皆さんが認めて合意したものだという話をしておりました。それは、要綱の改正のとき、会長や副会長、地区委員の問題について改正がありました。そのときは、それでいいじゃないかと話しました。それでもって最初から合意がなされたというような論理で来ています。

そうじゃなくて、本当のことは、みんな渋々、邑上会長が会議を進めるに当たって、その中で反対意見も入れるし、そもそも論も話せることだから進めていこうということだったんですよ。本質は合意じゃないんですよ。それを、あたかも合意されたような形でやっていますので、それで前回も前々回も、要綱についてはじゃあもう一回やりましょうと。それで片山さんは、それじゃあ私たちが条件がありますとおっしゃいました。じゃあそれならそれで議論しましょうということですよ。

それからもう1つは、3市長が来られる前の会議で、前々回ですよ、回答が出ましたが、それに対して全体的に議論しましたけれども、個別的にはその後に1つずつやりましょうということで、行政側とも合意できました。それで、その次、3市長との議論になりましたが、正直言って時間がありませんでしたので、消化不良というか、ほとんど前進がないような形の会議になりました。

それで今度の会議ですが、そのときも会長が、要綱のことについて次にやりましょうという最後の言葉でありましたので、私は要綱からまずは進めて、その後、前に行政側から回答がありましたことについて再質問をしていきたいということだと思います。

【邑上会長】

ほかにはいませんか。賛成、反対でも何でもいいです。

【光橋専任者】

プラウド地区の光橋です。私の立場から、プラウド地区の立場から意見を言わせていただくと、今回、施設の姿についてというのが、ことしの1月ごろから意見を求めるようにと、去年の年末かな、言われまして、自治会に戻りまして総会で施設の姿について意見を求めたところ、私のほうからの説明は、プラウド地区自治会としては建設反対という決議が出ているのですが、この協議会自体は建つことを前提にという協議会と言われていまして、反対だけれども、建つとしたらどういう施設の姿がいいかという意見を求めたんです。

そうすると、施設の姿の意見を言うこと自体が建設を容認したと認められるのではないかと。ですから、施設の姿については、プラウド地区からは意見を述べるべきではないという意見が出

て、それが通りましたので、プラウド地区自体からは積極的に施設の姿についてどうだということとは、私の立場では言えないと思っております。

ですので、今回、そもそも前々回の協議会のときに、要綱に建設を前提とした協議会であるということをおっしゃられましたので、そのことについて先ほどご意見をいただいたのは、違うでしょうというご意見ですので、我々としてはぜひ、建設を前提という要綱の内容を修正していただければ、もうちょっと積極的な意見が言えると思いますので、ぜひ要綱の変更から話をさせていただきたいなと思います。

【邑上会長】

ありがとうございます。

【木村課長】

まず要綱のお話をいただきました。要綱は、これまでもお話しさせていただいております、例えば建設の是非や立地、必要性のようなことも協議会でできるように、そういう改正をしたいということであれば、これは最初に設置をした目的と異なってしまいますので、そういった改正はすることはできないと考えております。

また、本来の目的ではないのですが、この協議会でも発足当時から立地等、いわゆるそもそも論というようにお話も1年以上やってきたわけでございます。そういう中で、前回、市長、管理者が出席いただいて、この協議会では具体的な話、きょうの議題でいいますと施設の姿について、それからお手元に資料を配付させていただいておりますが、今後、年度内の予定を配付させていただいておりますが、こういった具体的な話をしていくということで、前回、市長、管理者のほうからも発言をさせていただいたと思っております。

そういうことから、きょうも早速具体的な話で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【邑上会長】

ということなのですが、まず要綱自体の改正というのはできることになっていて、8月9日に改正しています。今回も改正すること自体はできるのですが、どう改正できるかというのは協議しなければいけないということになるかと思えます。

ただ、改正するにしても、改正に関する内容は特に書かれていないので、どうだったら改正できてどうだったら改正できないのかというのは、実はぱっと見はわからない。何とでもなるかなというふうに読めると思います。

それで、前回か前々回か、要綱を改正するには条件がありますよということを片山さんのほうから話があったと思います。条件は書いていないと思っはいるのですが、その条件というの

をまず一旦お聞きして、それから改正自体をやるかどうかというのを考えていきたいと思うのですが。

【片山参事】

条件については、任意のこういう会でございますので、全体の反対がないこと、私ども行政側委員も含めて反対がないこと、これが条件になろうかと思えます。

【森口専任者】

全体の反対がないことというのは、ここには委員として、皆さん地域委員の方がいらして、そのほかに組合のほうから、委員ではないけれど形になっているわけです。すると、組合も入れて全員が賛成であることということですか。

【片山参事】

はい。

【木村課長】

3市と組合も委員の中には入っておりますので。

【森口専任者】

そういう感じでいくと、これから何か決めるときも全員の総意じゃなければ決まらないという考え方でいいですか。要綱だけじゃなくて。

【片山参事】

反対がないことというのが条件になると思えます。

【森口専任者】

要綱に関して。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

要綱に関してだけ、反対が1人もないことですか。この3市共同資源化事業に関しては反対が1人2人あっても踏みつけていくということをよくお話しされていますけれど、この要綱に関しては1人でも反対があれば改正ができないと。

【片山参事】

要綱についてはそのように考えています。

【森口専任者】

はい。要綱についての条件を出したのは組合側からの条件がそういうことですね。

【片山参事】

そうですね。

【森口専任者】

じゃあ、私たちも何か条件が出せるのですか。

【片山参事】

言っている意味がよくわかりませんが。

【木村課長】

要綱は運営のルールですので、それは皆さんで、それでいいねとなればいいと思うのですが、例えばこれからお話しする施設の姿の中で、いろいろな意見があるかと思いますが、それは、そこが全員の同意といいますか賛成が必要だというのはまた違います。これは、この会を運営するに当たってのルールですので、それは皆さんの、それでいいねというのがないと変えられませんかというお話でございます。

【邑上会長】

皆さん、お手元にあるかどうかわからないので、ちょっと見にくいかもしれませんが、要綱、8月9日ので、構成、委員の話ですね、ここに委員というのがいますと。委員は、1番として、周辺地域自治会の代表者です。自治会から出ている人。2がマンションの管理組合の代表者です。なので、基本的に皆さんが1と2。あとは、自治会・管理組合を有しない地域の代表の方は多分いないですね。だから3番の方は今はいないですが、1、2、3が住民というか市民です。4番が、3市の清掃担当課長、衛生組合の計画担当課長及び同相当職ということで、4番は何人いるのですか。3市の清掃課長が1人ずつだから3人で、衛生組合は今ここにいる2人ということですね。

なので、先ほど説明がありました委員全員の賛成というか、反対なしということであると、当然、1、2番の反対もなしということと、4番の反対もなしということになります。という説明です。

【阿部専任者】

ノーススクエアの阿部です。前回の小平市長の発言では、運営に関しては会長に任せるようなことを言われていたと思うのですが。要するに、運営は会長に任せているので、要綱に関しても任せていったというふうに認識しているのですが。そうすると、我々委員としますと、住民側と行政側はみんな同じ委員だとすると、行政側の方たちだけで条件をつけるというのはできないと思うのですが。それは単なる希望だと思うんです。全体を縛ることを行政側がするのは、ちょっと今の発言を聞いておかしいなと思います。

【小川代表者】

もう一言つけ加えますと、そもそもこの協議会が発足する準備会の段階で、前にお座りになっている松本課長から、要綱はこの地区委員みんなで決めることだと。そうはっきりと明言していますよ。私は何回もそれには突っ込みましたよ。

それで、さっき片山さんが言われていたとおりに、全体的だとおっしゃるから、結局は行政側はそれは自分たちの条件をつけるでしょう。だから前に進まなかったんですよ。要綱なしで突然、要綱案ということで第1回目を2月かにやりましたよね。根拠のある要綱が定まらないまま、案ということになりました。2回目、3回目になったら、いつの間にか案がとれてしまっている。それで平行線になったんですよ。だから私は一方的に押しつけられたと言っているんです。

しようがないからと言ってはおかしいけれど、それに譲歩した私たちが悪かったと思うのですが、その後、地区委員で専任の方も会長・副会長になれるということで、そういうことを改正したんです。その改正をもって、皆さんが、それでしようがないじゃないかと、そういうことをやりましょうと、そういう意見を私は、専任の方も会長・副会長になれるということはいいいことだし、それはいいでしょうと。それをもって、第1回目から要綱がみんなの合意でもって発足したような形になったんですよ。

だから、そういうことを踏まえて、さっきノースの方がおっしゃっていたのですが、会長の権限とかいろいろなことはありました。だから、私は、以前も申し上げたように、ここに3市の4団体が合意した、建設に関しての、建設の是非も含めた要綱に改めるべきだと思います。そうしたら、最初から出たそもそも論もこの中で協議できるし、それで、この建設の必要性、それから利用地の選定、そんなものを全部議論する中で解決すれば、この施設の姿についても順調に行くと思いますよ。それを、高さが低くなればいいのか、ちょっと形を変えてもいいとか、そういう問題ではないと私は思います。だから今まで空転してきたのは、そういう出発点が違うから、いつまでも空転しているんですよ。そのことは理解を得られないんですよ。

【片山参事】

今おっしゃったとおり、松本課長がおっしゃったとおりだと思うんです。この要綱についてはみんな決めていこうと。ですから、皆さんに反対がないこと、それをもってこの要綱改正がなされると、そういう認識で、全くそのとおりだと思うんです。

それから、管理者、小平市長がおっしゃったのか管理者がおっしゃったのかあれですが、運営については会長にお任せしていると。相撲にたとえるわけではないですが、土俵の問題はみんな決めていこうと。どう相撲をとるかについては会長に一任していこうと、こういう考え方でおっしゃったということですから、何の齟齬もないと思っております。

【森口専任者】

森口です。同意してきたことだというふうにして、そのことで結構、前回からももめているので、同じことを語ると長くなるので省略しますが、改定に当たっては全員の総意というか賛成が必要だということですが、じゃあ、これが合意したときに、皆さん本当にこれでいいですねということを確認していませんよね。ずるずる行って、つくったときに全員の総意でつくって、これでいいですか、ここはこれをしませんよと言えば、絶対1人は反対する人が出ます。反対する人が出て、改定するときには反対する人が出たらできないものであるのに、合意するときには、当然ながらきっちり確認していれば反対する方が出る、半分近くは出るだろうもので、これが今、ここに出ているわけです。

ですから、このまま進むのは無理だと思うので、もし、私はこの話でずっと要綱のことで長く時間をかけるのも嫌なので、組合が組合の条件として、今まで合意したときに全員の賛成をとらなかつたけれど、ここに制定したことを認め、そして今度改定するときには全員の総意が必要だといったことを認め、その上でどうしても組合が施設の建設することについての協議会としたいというのであれば、その旨を明記していただいた上で、この協議会をもって、去年の7月12日の協議会の会議録からなのですが、協議会に参加することでその団体が建設に賛成しているということにされないかということと、交付金、地域計画などの際に、協議会が開催されていることで地域住民とうまくいっているという利用をしないしてほしいということと、反対の立場であるが協議会に参加していいのかという質問が準備会のときにあったと思うが、行政から回答は、反対意見はあってしかるべきなので、協議会に参加していること自体が賛成だとみなすことはない。施設建設反対の団体の参加は妨げない。申請などの際には協議会の都合のよいように利用することはしないという回答をいただいて、そのことに関して、東大和市の田口部長もそれを認めていらっしゃると思いますので、そういうことをきっちり盛り込んでいただきたいと思うんです。

なぜこういうことを申しますかということ、都の都市整備局の担当の方が東大和の職員から話を聞いたところ、住民は合意しているという説明を都議にされたそうです。一体どういう誤解があって、都の都市整備局の方がそのようなことを思っているのかはわかりませんが、東大和市と都が協議する中で、何か伝達の違いがあったと思うんです。それは、相手がどう捉えるかという言い方と、言った言わないとは別になる問題なので、言った言わないの平行線になる話はいたしません、現にそういう問題が起きているので、光橋さんも今、これから建ったとしたら施設の形について住民に意見を聞いても、住民たちはそういう施設の姿を言ったら、それについて同意したことにされるんじゃないかということになるので、困っているということなので、そういうことにはならないという一項は加えていただきたいと思います。

【木村課長】

要綱のことですが、これもまた同じ話になってしまいますが、当初こちらで示した要綱で皆様からのご意見をいただいております。それで何度かやりとりのほうはさせていただいたと思いたしますが、皆様が要望することで聞けることは、それを修正して一部改正をしていると思っております。

どうしても、先ほども申し上げましたが、建設の是非や立地、必要性のことを協議するというところでこの会を設置したのではありませんので、その部分は修正はしておりません。

その上で、一部改正したときに、この要綱で行きますといったときには、少なくとも反対であるという意見はそのときにはなかったと認識しております。

それから、大変申しわけないのですが、毎回同じようなお話になってしまいまして、前回は、これも繰り返しとなりますが、市長、管理者からは、この協議会では具体的なことを話していくと。また、この協議会の委員の中からも、そういった具体的な話を進めていこうというような意見もいただいておりますので、そういう中では、またスタートして時間がたちましたが、今日の予定どおり進行させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【森口専任者】

それだと全然話になりません。要綱は全然どこも変えませんということですよね、それは。何で定義して、ここで提案しているのかということも無視して、自分たちはこうでこうでした、つくったのもうこれ以上曲げられませんと。みんな同意したろうと。同意したろうとということに関しては、はっきり言って同意していませんよ。ちゃんと挙手もしていないし。それで全員が同意していないうちにあれしたもので、今、改定をしてくれと言っているのですから、私、今最大限折れましたよね。そのまま建設するというのであれば、違う項目できっちり書き加えてほしいことを書き加えてくれという提案をしたわけです。自分たちの条件だけ通して、何も条件をのまないでそのまま行くというのはおかしくないですか。

【小川専任者】

森口さんが言われたとおりですよ。全体的に全部が賛成という立場だったら、要綱は最初成立していませんよ。みんな反対だったんだから。それを何で今ごろになって、全部が反対者がいない、全体でしないと要綱は変えられないということが言えるんですか。

前も言ったのですが、私たちは大人だから、反対者がいてもいいからこの協議会をしましょうということで、じゃあしましょうということになったんですよ。だけど、議論をすればするほど、そもそも論になるんですよ。何で必要なのかというのが全然回答になっていないんですよ。

それで、この間の小林市長がおっしゃったとおり、じゃあ代替案を出してくださいと。そんな代替案があるのだったら、市民懇談会の段階から代替案を出してくださいと言うべきですよ。意見を聴取しておいて、あとは推進本部で判断しますと。結論は、ほとんどの人が反対だけれども、これはやむを得ずしますと。

協議会が始まる時にも、これは施設の建設を前提としてやると。だけど、その改正案を出しました。建設の是非も含めた議論をやりましょうと。それで続けているじゃないですか。だから、反対があったんですよ。全体として賛成じゃないんですよ。

だから今、一部改正といったけれども、一部ってどこの一部改正なんですか。私は一部改正だったら、こちらの大多数の意見としての、建設の是非も含めたという、どこかの文言をここに書き入れるべきだと思いますよ。そうじゃないと前に進まないと思いますよ。施設の姿なんかやっただってどうしようもないんですよ、今。そんな次元の問題じゃないんですよ。

それに、前に個別的に回答があったのに対して、何の納得のいく説明ができていないんですよ。前からのおさらいの繰り返しの答弁しかないんですよ。具体的な数字、私たちが意見を出した数字とか根拠とか、出してくださいと言っても出していないじゃないですか。施設見学会も行きましたよ、みんな。行ったのだけれど、何とっていますか。このようなところではできないような場所ばかりいつているじゃないですか。単純に考えて、こんなビルが密集したところに、3市ごみを持ってきて、できるんですか。

コストの問題でも、前に田中さんが言われたとおりに、新国立競技場、デザインから始めて、最初の1,300億が2,500億、3,000億になって、すったもんだのあげく、今は白紙撤回して初めからやっているじゃないですか。田中さんは言われましたよ。施設の姿、いろいろと最初からやって、コストの問題とか予算の問題とか、それから現在民間で委託しているのとの比較の問題とか、具体的な数字を出してくださいというのに、出していないじゃないですか。

そういうことも含めて、要綱というのは、建設全部やらないと、前へ進まないと思うんです。そもそも論から。それが解決しないことには、みんな納得しませんよ。

【邑上会長】

ありがとうございます。

私の認識としても、この要綱自体、みんなもろ手を挙げて賛成という状況ではなかったと思っています。なので、最初のほうに、こういうふうに変えたらどうですかというのをを出されて検討したと思うのですが、それとあと内容に対しての質問等があって、それに対する回答があった上で、実際には始まっていると思っています。

個人的には、今、「建設に関し」というのが最初に入っているんで、ここ自体が、この書き方を変えたほうがいいかなと思っていますが、ここ自体は衛生組合側としてはどうしても外せないという話になるだろうと思いますので、変えるとしたらどう変えると、それぞれ納得できるのかという落としどころを見つけてやればいいかなと思います。

ただ、下のほう、第2条とかを見ると、何の協議をするかちょっと書いてあるのですが、最初のほうは施設の話ですね。内容と周辺環境への配慮と書いてあって、3番目などは3市地域の廃棄物処理に関することと入っています。多分これは追加したのではないかなと思うのですが、ということが書いてあります。

ですので、もともとの目的としては3市の資源物処理施設ということで、廃プラの施設なのですが、協議自体はやると書いてある。ですので、そこを解釈していけば、建物自体の話もしたい気持ちもあると思うのですが、こっちの話もできるのでしまししょう、というふうに進めていくことも可能かなと思います。

それと、ここの部分、建設自体はどうかは別として、前回、市長が来たときに、今の行政案について検証したいのですがという話を私がしたのですが、それに対しては特に、管理者、小林市長は特にだめですとは言っていないかった。なので、私は認められたのかなという理解でした。この間話したときは認識があってないんですけど、それはしてはいけないとは言っていないかったので、そういう意味では黙認してくれたのかなと思っています。

ですので、やみくもに建設の内容を進めていくのではなくて、今まで決めていた内容を少しずつ、我々が納得いくような形で検証して行って、その結果がだめなものというか、検討が足りなかったりしたものは検討を追加していけばいいのかなと思っています。

なので、やる内容とその姿勢にもよるのですが、今のままだもある程度話はしていけるのかなと思っています。その辺はどうですか。皆さん、ご意見は。

【光橋専任者】

プラウド地区の光橋です。今の邑上会長の説明への質問ですが、今ご提案いただいたのは、要綱を変えなくても今の要綱のまま必要な話はできるということによろしいですか。

【邑上会長】

話す内容にもよるのですが、例えば、今、ここの場は廃プラの話ですが、そもそも焼却炉の話は大丈夫ですかという話もあるじゃないですか。行政側は、これができないと焼却炉の更新ができないのでというふうに言っていますよね。少なくとも東大和市議会では言っています。その説明そのものを文字どおり読むと、ああそうだと多分思うと思うのですが、それは本当ですかという話もあると思うんです。それは、この3市地域の廃棄物処理に関することなので、そ

ういう話はできるかなと。それは、ここを建てるのか建てないのかの前のところから話すことは可能だという、私はそういう認識です。なので、話す内容にもよるのかなと思います。ちょっと解答が曖昧ですけども。

【光橋専任者】

わかりました。

【坂本代表者】

今までご意見がありました件については、全く私も異論はございません。今、邑上会長が最後におっしゃったことは非常に大事なことで、私も、法規担当もやっておりましたので、このつくりそのものが、そもそも、第2条第1項の第4号、その他必要な調整に関することとありますよね。その上に、3地域の廃棄物処理に関することというのがありまして、ここが肝なんです。実際、焼却炉が大問題になっているときにこんなことをやっていたいいのかなというのがあります。

先ほども小川さんのほうからおっしゃったように、国立競技場の問題にしても、ザハさんの設計コンペで採択されたのですが、予算も何も誰も責任を持たないというようなことで、2,500億とか3,000億とかになって、じゃあ誰が責任を持ったといたら、結局最終的には誰も責任者がいなくて白紙撤回されましたよね。それと同じように、地方自治法も、第210条だっと思いますが、予算総則で、この前、私が3市長に聞いた、責任のとり方について、予算オーバー分はどうやって責任をとるのだと言ったら誰も答えられなくてちんぷんかんぷんなことを話していて、ああこんなものかと思ったのですが、そもそも、こういう廃棄物は、逆に言えば3市共同資源物処理施設というのは要らないんじゃないですか、実際。全く要らないと思いますよ。というのは、今、現実的に、民間委託できちっとされている話ですよ。だから、それがために焼却施設ができないということはあるんじゃないですか。誰が考えても。

それで、一番問題は、我々はこのものがあって大問題だというのはわかっているのですが、一般的にわかっていない市民は、じゃあこの負担分をどのように補填していくのか、これから後期高齢化でどんどん社会保障費が膨らんでいくのに、こんなものに金をつぎ込んでいいのかというのがありますよね。東大和市だって、モノレール効果があったから今まで人口も増えてきたのですが、今がピークだと思うんです。どんどん今から減少化し、高齢化していきますので、社会保障費というのはもう看過できないと思います。

だから、先ほどからおっしゃっていた要綱自体は完全に見直すか、読み方によって必要な調整に関する事で、廃棄物処理全般に関することとってもう一回つくり直したほうがいいのでは

ないでしょうか。要綱というのは憲法、法律、政令、省令、規則、細則とかいうのがありまして、その下にある要綱ですので、幾らでも変えられると思います。

以上です。

【片山参事】

施設の必要性だとか立地の問題、反対される方がいらっしゃるというのは本当によくわかります。もっと端的に申し上げますと、行政側が会場を押さえて、通知を出して、資料をつくって、その後議事録をつくって皆さんに報告すると、こういう形でやる協議会については、現状の要綱でしかできないということを申し上げているわけで、皆さんで、反対の意見が多いようですので、つくられたらどうですか。そうすると、そこに私どもが今度は出かけていくという形になりますが、どうしてもこの要綱では納得できないというのであれば、そういう参画の仕方もあると思います。そこら辺は理解してほしいのですが。

【坂本代表者】

つくられるというのは何をつくるということですか。

【片山参事】

自由な要綱をつくられたらどうですか。それで、団体をつくられたら、私どもはそこに呼ばれれば、日程が合えばそこに積極的に伺って説明をさせていただくという形に。

【小川代表者】

詭弁ですよそれは。

【坂本代表者】

詭弁ですよ。

【小川代表者】

言い方おかしいですよ。

【坂本代表者】

そういうのは通用しないですよ。

【木村課長】

再三申し上げますが、この協議会は、建設に当たってよりよい施設をつくる、そのために皆様から意見を聞くということで設置をしておりますので、先ほどからおっしゃっております、いわゆるそもそも論というのはこの場ではしないということなんです。この場では、先に計画どおり進めていかなければいけませんので、もしそういった、いわゆるそもそも論の説明が必要だということであれば、今申し上げたように、皆様のほうで場をつくっていただければ、日程調整をして説明にお伺いします。

そういうことで、この場ではしませんよということですので、それはご理解いただきたいと思っています。

【町田専任者】

栄一丁目の町田です。今、要綱の話で盛り上がっていますが、私自身は、自治会の総意としてもそうなのですが、この施設は要らないという考えでいるので、施設の姿がどうのこうのという話は必要ないと思っているんです。

ちなみに、3市の施設をつくるのであれば、3市がやはり足並みをそろえた状態で進めるべきであって、東大和市はごみの有料化をやりました。実績も出ています。今月の市報で、容器包装プラスチックは全体の5.8%、これは重量比ですが、それだけの量です。話に聞くとところによると、この組合の議会の議員の1人から話を聞いたのですが、この容リプラの重量比というのは、3市分を合わせてわずか1%だというんです。1%のごみを処理するのにこれだけの無駄な施設は要らないと、なおさらそれを実感したというか、そういう感想を持っています。

まず、ほかの2市がごみの有料化を図るなり何なり、もっとごみの減量化を図った上での、同じ土俵で進めるのであればそれもそうかなと思うのですが、それにしても、建設場所の選定とか、今まで納得できない状態でどんどん進められています。

ですから、この施設については私は必要ないと。ちょっと違う話になりますが、東大和市の場合は給食センターをこれからつくろうとしているんです。その建設に必要な資金の補助金が、当初予定していた補助金がもらえなくなってしまったということで、市債を発行することになっています。そういう状況で、なおさらまた、大して必要なさそうな箱物をつくることはないのではないかというのが私の考えです。ですから、要綱以前の問題だと思うのですが。

焼却炉の建設についても、聞くとところによると3社に見積を出したが、2社からは断られたと。残る1社は一応検討はしたけれども現状では非常に難しいということになっているという話を聞いています。ですから、まず最優先はそっちの焼却炉の更新のほうではないかと思います。

【邑上会長】

ありがとうございます。

今の焼却炉の話は気になるので、これはさっきの3番のところにあるように3市地域の廃棄物処理に関することなので、何か説明はないですか。それはうそですとかでも何でもいいのですが。

【片山参事】

私が担当ですが、3社に見積を頼んだこともありませんし、そのうち何社かが難しいと言ったということもありません。現状では中島町を基本に、今、提案図書をつくっておりますが、3市分の焼却炉は更新できる見込みです。

以上です。

【邑上会長】

ありがとうございます。

もうこれだけで結構経ってしまったので、要綱を改正するにしても、この場でじゃあどれをやるとかいう細かな話は難しいかと思imasので、どういう点をどう改正したらいいかというのは持ち帰ってというか、改正したほうがいいなと思う方はちょっと検討していただいて、それを次回出していただいお話しできればいいかなと思imas。

【小川代表者】

行政側は建設に関して譲らないと思imasのですが、先ほどの第2条の3で、3市地域の廃棄物処理に関することについて、じゃあどうするかというのは、拡大解釈ではないけれども、ここの中に建設の是非を含めた廃棄物全般に関する何かかんとかというのを入れてもいいのではないと思imas、協議の内容として。そうすると、そもそも論から始まることも、この協議会でできると思imas。建設の姿に対してもそうだけれど、そもそも論でやれると思imasよ。

それで、さっき片山さんから、じゃああなた方が要綱をつくってくださいと。それでいいじゃないかと一瞬考えたのですが、以前、一回うちでつくったのを出しましたよね、要綱を。そのときには、建設の是非も含めた要綱案だったんです。それは認めないということですったもんだやって、そのままになったのですが。

それともう1つ、あなたたちが要綱をつくったら、あなたたちで全部運営しなさい、費用をもって会場も設定しなさい、そこに私たちは出かけて説明しますと。そんなことないですよ。行政が責任を持って、今、みんなと一緒にあって、桜が丘のあそこにつくるのは納得いかないと。根拠も合理性もないということを議論しているところに、じゃあ自分たちで要綱をつくって、相談しなさいと。そこに行きますと。自分たちは自分たちで建てますよということじゃないですか。けんかを吹っかけてくるのと同じですよ、それは。私は怒りを感じます。

【森口専任者】

森口です。代表としてここに座っているのに、違う会をつくってやりなさいと。自分たちはそこに出向きますからと。今まで出向いてきたときには、必ず出前説明会ということで、説明するだけで終わっています。私たちはそういう説明をするためではなくて、協議をする場に代表としてここに来ているのですから、そういう形で、出ていきなさいという発言があったことを非常に不愉快に思imas。

【木村課長】

今お話がありました、協議していただく内容は、再三申し上げておりますが、建設に当たっ

ての施設の姿、あるいは環境対策、これを協議させていただきたいということで設置をさせていただきますので、先ほど来、そもそも論ができるようにしたいというお話がありましたが、いわゆる根幹となる部分、施設の建設や立地、必要性の話をこの協議会でするということはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、これも同じ繰り返しとなりますが、この場ではしませんが、皆様のほうで説明に来てほしいということがあれば日程調整をさせていただいて伺いますので、よろしく願いいたします。

【坂本代表者】

今、木村さんがおっしゃったことですが、できませんというのは、どの権限でできませんとおっしゃっているのですか。それは管理者の権限でおっしゃっているのですか。

【木村課長】

前回、7月に、市長、管理者が出席をいたしまして、今申し上げたお話、これからはこの協議会では具体的に進めていきますということを、市長、管理者からも発言があったと思います。そういうことでございます。

【邑上会長】

今のような話を、先日、事前打ち合わせでずっと同じようなことを言っていたのですが、当然、彼らからすると、トップが指示している内容なのでそのとおりに進めるしかないということで、それ自体は理解できるかなと思います。

それで、行政側の希望としては、今、A4の紙がありますが、こんな感じで進めていきたいという希望があって、進めていきたいと言っているのもそれはわかりましたと。

じゃあ、皆さん委員はそのとおりに進めていきたいですかというのはまた別問題なので、もしやらなければいけないことが先にあれば、それを先に進めていく。もちろん、この内容をやるべきだということになればやっていくということで、それこそを協議していければいいのかなと思っています。

一応、そもそも論と言うかどうかは別として、私は検証という言い方をしていたのですが、納得いく事項があれば、それは内容はわかりましたということで進めていけばいいかなと思っています。全てが納得いかないとなるとどうしようもないですけども。

それで、今日の時点で本当は施設の高さとかいうことで、ピット方式かヤード方式かということで資料を用意していただいているのですが、当然、こんな話ではできないだろうというのは、ちょっとこちらで話はしていました。

これを進めるに当たって、地域住民が納得いくような形で、説得してもらいたいわけですが、説得してもらって、仕方がないねという形で進めていくのがいいのかなと思っていますので、そこ

に至る説明なり検証なりというのができていないというのが私の認識です。ですので、そこに進めないものを出して行って、みんなが納得、理解していくようにしていけば、自然とこういうふうに進んでいくのではないかと思います。

前回も、じゃあ何を聞きたいですかという話を言われたので、ちょっと今日は用意していませんが、どういう項目について知りたいか、または確認したいかというのを出していかなければいけないのかなと思っています。検証なり、知りたいこと、どういうプロセスでやってきたのかとか、どういう根拠でやってきたのか、そういうことを知りたい人が、その内容を提示して、それを持ち帰ってもらって、材料を提示してもらうというふうにすることが必要なこと。

片山さんたちからすると、もともとのこのスケジュールからすると余計なことなわけなので、遅れるから嫌だという気持ちはあるとは思いますが、それをやることで、今、納得いかない人が納得行って、うまく進むようになる可能性があるのかなと思っています。なので、検証作業などをしていたらどうかなというのが私の提案です。要綱は今のままでも別に進められるのかなと私は思っています。2の1の(3)がありますので。

【小川代表者】

会長がうまくまとめておられるけれども、今のままでも進められるというけれども、私は、基本的には支持しますが、要綱のこの場所で、総合的な廃棄物処理に関する是非、施設建設に関する是非も含めて、ぜひ入れたいと私も思います。どこの文章かももう少し検証したいと思っておりますけれども。

それともう1つは、会長の意図としては、今まで出た意見を検証して、その中で、できなかったらこの建設はやめるべきなんですよ。今さっき、このスケジュールでどうですかという話があったのですが、今までの協議会の進め方を見ますと、行政側の意図したところでスケジュールどおりに進んでいます。だけど、最初、協議会では皆さんの合意を得て、理解を得た上で進むのが本当の協議会だと思います。だけど、1つの結論も出ないまま、ただ説明して次へ移って、納得いかないままでやっているんです。だから、この間の会議録を読んでもわかるとおりに、市長も認めているとおりに、1年何カ月空転している。空転しているんですよ。実のないんですよ。繰り返し繰り返し説明していても納得いかないですよ。

だから私は、このスケジュールは認めません。まず、前々回も言ったとおりに、総括的な、今までの議論をしたのですが、個別的にその回答に対して議論していきましようとなったのだから、それを1つずつやるべきです。それで、反論ができなければ、納得いかなければ、この建設は白紙撤回するべきです。私はそう思います。建設の是非についても、いろいろなことについても、納得いかないんだから。納得いく説明をしてください。それが進まない間は、この協議会内容を

進めたらだめですよ。このまま行ったらもう、あなた方の言うとおりにじゃないですか。私たちの意見は1つも通っていないじゃないですか。協議する場じゃないじゃないですか。ただ説明して、はい理解してください、勘弁してくださいという感じですよ。

皆さんも、ここにおられる方々がどう思っておられるか知りませんが、私はそういうに感じています。今までずっと、1年何カ月間ずっと参加して。そういうことを感じて今まで来ています。今日もそうです。

【松本課長】

東大和市の松本です。私ども行政の立場としては、一方的に今まで進めてきたというつもりは当然毛頭思っていないです。私どもは、この要綱については、準備会のときにお声かけをさせていただいて、それで第1回目のときに案という形でたたき台を示したというところで、2月、昨年来ています。昨年2月にやったときには、この要綱ではできないよ、納得できないよというお答えをいただいております。その課程の中で、2回目以降にグランドメゾンの当時の地域委員の方が、こういうところをこういうふうに変えてはいかがかといういろいろなものをいただいた中で、これが積み上がってきて、今来ているというふうに思っているの、別に、この要綱自体はそんなに一方的に、私は、進めてきたという認識は持っていないというところですよ。

それで、確かに皆さんがおっしゃることはわかります。ただ、今までこういうふうな時間をかけてきた中で、今すぐ納得のいく答えというのは、私どもはこれ以上もこれ以下もないような形の、そのままの形で回答等を文書で示しているのが現状です。

なので、一方で考えると、特に東大和だけで申し上げれば、今、民間委託でやっている中で、このまま恒久的に民間委託でいいというふうには私どもの市は考えていないというのが現実問題としてあるのが一点。あともう一点は、どうしても焼却炉の最終的な更新というのが必要であるということと、焼却炉を失うわけにはいかないというのがうちの市の立場です。そうすると、早く中身の議論をしていかなければ、最終的な焼却炉の更新事業がどんどん後ろ倒しになってしまうという現実の問題がございます。

なので、具体的に私ども行政としては、当然設置者として責任を負っているわけですから、そんないいかげんな施設は設置するつもりもないし、できないので、その具体的な中身を早く議論させていただかないと、どこをどういうふうにするか、私たちがこれから進めようとしている計画の中で何を必要とするのかという検証を何もできないというのが現状なんです。なので、そのところは、私どもとしてはすみ分けをした中で、まずは設置するに当たってどういった設備なりどういった対策が必要なのかという議論をさせていただかないと、何もそのところが、

一方では話が見えてこないという部分もあると感じていますので、そこについてはご協力をお願いしたいと思っています。

【森口専任者】

松本さんはまた、前回と同じ話を丸々されましたが、要綱について。でも、光橋さんが先ほど心配されていたように、例えば今、松本さんは施設の姿についてお話をさせてほしいと言っている。だけど、ここでそういう話が進んでいるということになれば、だからこの住民たちは納得しているのだという形でとられることが、実際今、この会議があることでとられていると思われる節がちゃんと上がっているんです。そういう事態になっているし、そういう心配はみんながしているわけですから、この会議をもって地域住民が賛成していると利用しないというのは要綱には加えてほしいなと思いますし、これだけ遅くなって、施設の形がはっきりしなければいけないからと、いかにも遅くなっているのを私たちのせいのように言いますが、もう行政が自分たちで東大和市の市長と小平の市長と手紙のやりとりで理事者合意の会議をしてくれとかやってくれとかそういうことで揉めて揉めて遅くなったのを私たちのせいに全部しわ寄せにして、今やってくれなければだめだからと私たちの尻をたたくのはおかしいと思いますし、納得がいくように説明していただければ困ります。

【松本課長】

森口さんの言っているところは、ちょっと私は心当たりがないんです。別に私はこの要綱があります、じゃあこの要綱ができたから皆さんが施設建設を容認したというふうには、私は別に今、認識していないですし、今までもしていません。

ですから先ほど、ほかの委員さんが誤解を招くような発言があったので一部訂正したいとさっきから思っていたのですが、東京都との話の中で、東京都の認識が住民の反対がないみたいなことをというお話がさっきあったのですが、そこは私は、実際に東京都へ行った者として、それは東京都の職員の方の認識がもしそういうふうに外に伝わっているのであれば間違えているというところなんです。ですから、そこについては、逆に東京都がそういう認識でいるとすれば、私は早速月曜日にでも東京都に抗議しなければいけないと思って、さっき聞いておりました。

それとあと、この事業を早く進めたい、その遅れた理由は、別に皆様のせいだとは決して思いません。それは私どものせいです。そこはもう、何も皆さんは、逆に言えばある意味では一方では被害者的な部分を背負わされているみたいには、そこもわからなくはないわけです、私は。だから別に、この事業が遅れたことは、皆さんが例えば立地はなぜなんだ、必要性はなぜなんだ、それを言ったから事業が遅れたというのは、それは私の言い方がもしそうとられたら申しわけな

と思うけれど、私はそういう思いでは言っていないということをここで改めて確認させてもらいたいと思います。

【森口専任者】

都のほうにはよろしくそちらから、誤解であるならば解いていただきたいと思います。

【小川代表者】

いいですか。1つは、さっき会長から、この間の市長が参加されたときの会議録にもあるのですが、早く、小林市長が、入り口論ではなくて中身に入って議論してくださいということが、そちらの行政の命令だと思えます。だから、それに従ってやらなければだめよと認識して、そうやっていると思うのですが、そこと、私たち参加している立場の考え方と、全然乖離しているんです。全然違うんです。

それともう1つ、松本さんもなかなか口がうまいからオブラートに包んだように丸め込むのがうまいのだけれど、要綱案に対して積み上げてきたというけれど、何を積み上げてきたんですか。一方的に蹴ってから。建設の是非を含めてというのも、議論を随分したんですよ。それで何を積み上げてきたんですか。積み上げたものはないんですよ、それで。

それで、松本課長はまた反論すると思うのですが、オブラートに包んだように。それで、改正したときに、それをして、何かみんな合意したようにして、それで、私は市議会に傍聴に行きましたよ。田口部長は、住民の理解が得られていないと思っていますとはっきり言っています。松本課長は、要綱案に対してどうした、どうだという質問に対して、オブラートに包んだように何か言っていますけれど、傍聴したときに聞いたのは、みんな合意して進んでいるという。協議会は。そこで協議会で意見をいただいておりますと。それしかないじゃないですか。

それと、今、こういう立場だから、建設を前提だから、広報誌のえんとつ、あれを見ても、こういう協議会を何回もやって、随分長く、1年以上も協議させていただいています。もちろんいろいろな意見をいただいています。反対と言っていないよ。意見をいただいていますと。とりよによってはいろいろな意見を取り入れながら進んでいて、何か建設に賛成してみんなやっていると思うけれど、けれど、ここに参加している人、だれがそういうふうに思っていますか。全然思っていないじゃないですか。

それともう1つ、施設見学会へ行きました、みんな。いろいろな意見、よかった、ああいうの建ててここでつくろうという人が、誰がいますか。1つは、比留間運送、あそこ行っても、まだ受け入れる余地がありますと。もし火事があったとき、稼働できないときはどうしますか。ちゃんと民間同士連携をとって、それはできますと。何が不安定ですか。不安定じゃないですよ。

それで、民間では不安定だから公設にしたいと。公設が、どっか、何かこう、それがさっきからずっと聞いていて、それが全部だと思っているならとんでもないですよ。民間でできることは民間でやって、それで市の負担を軽くするのが、これが前提じゃないですか。

それともう1つは、ここに廃プラの施設ができないと焼却炉ができないということを使うのだけれど、そうじゃないと思いますよ。片山さんはいつも上流部分と下流部分と言いますが、何か意味のわからないことを言っていますけれど、上流から下流で、こっちができないと何もできないということなのですが、そうじゃないと思いますよ。

それからもう1つは、小平で今やっている施設、あそこは1万平米ぐらいあるじゃないですか。これは小平市民の感情が許さないと小林市長は言うておられますが、あそこで十分できるんですよ。3市で共同でやれば。財政的負担をやればいいじゃないですか。それを、東大和市が、何もなければここでつくと。応分の負担をすとか、それから中心にあるとか、いろいろなことを言っていますが、説明は全然納得いきませんよ。それで、武蔵村山市は市民説明会に誰一人参加しなくて、意見がないんですよ。だから賛成ということでしょう。だったら、廃プラ施設を武蔵村山につくればいいじゃないですか。これはちょっと言い過ぎかもしれませんよ。また武蔵村山市と小平市の市民の人たちは怒ると思いますけれども、そういう事実になってきますよ。これは冷静に考えて、みんながなるようにしなきゃだめだと思います。

それともう1つは、施設見学会に行ったら、すばらしい、お金を何百億、何千億とかけてつくった施設ですよ。岡田会長もおっしゃっているように、ここでにおいも出ない、VOCも出ない、原子炉みたいな堅固な施設をつくったら、それはわかりませんが、それでも原子力発電所は爆発するんですから。それをつくったらいいんですけれども、それぐらいつくれる金がありますか。さっきの話でも、東大和市は市債も発行しなければだめだし、補助金は出ない自治体になったじゃないですか。だから私は、松本課長も反論はあると思うんですけれども、私はそう思いますよ。

以上です。

【白倉課長】

今言われたことに対しては、私も非常に不満に思うのですが、言い過ぎだという言い方の中で、小平市があるから小平市につくればいいのか、そういう言い方というのはやはり、大分気持ちのほうが高まっているのかもしれませんが、それはあまりにもひどいかなと思います。

そもそもごみというのは皆さんと一緒に、皆さん、それぞれ絶対出すわけですよ。そういう中で何とかしていこうというふうに考えているものなのですから、それを、ほかの土地があればそ

こにつくればいいのか、そういうことはあまりにもひどいので、それは謝罪してほしいと思います。

それと、焼却炉からつくればいいのかという話が先ほど出ています。あのところで不燃物の処理施設もつくります。あそこの土地の中では、我々も今、資源物の一部分別処理をしているんです。それを移していかなければいけない。ということでも、当然、小平としてもそういうことはやろうと今考えています。何もないところに、小平も何もしないでただつくってくれみたいな感じでやっているわけではないです。

あと、有料化とか戸別収集の話が言われています。それは私どものほうとしても、当然ごみを減量する施策もやっていかないといけないということで、前回、市長が出た際にも、こういう施設をお願いしていく中ではごみの減量をしっかり図っていく、小平としてもその点で準備を進めていきたいということは、それは変わりはないということですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

【小川代表者】

ちょっと興奮して、小平の市民の方に誤解があったとしたら謝罪します。だけど、さっき言われたけれども、3市で共同でやるのだから、冷静に考えて、もう既存施設があるからここにつくるという前提だったら、小平市にも既存施設があるのだから、そこを利用されてもいいんじゃないかと。それもいろいろな意見がありますよ。議論しなきゃだめだと思うんですけども、そういうことの立場で言ったことです。

それと、今の現状でも問題なく運営しているのに、今から少子高齢化でだんだんごみも少なくなっていく、10年、20年、30年後はわからない。そういう全国的な傾向があるじゃないですか。それを言っているんですよ。みんな財政負担がものすごくきついですからね。東大和市も、もう補助団体ではないのだから、全部賄わなければならないのだから。そういう立場に立って物事言っているんです。

【邑上会長】

大分時間も過ぎてきたので、今の話をずっとやっているとこのまま終わってしまいますので、ちょっと一旦打ち切りたいのですが。

先ほど、東大和市側のほうから要綱の説明がちょっとありましたが、確かに、要綱自体は市民側から要望を出して、それを一部は取り入れているのは間違いないですね。かなりの部分は入っていないと思いますが、一部取り入れて直したのは直しています。だから、そういう意味で取り込んでいますよという説明は間違っていないですね。完全に取り込んでいないわけではないので、そういう意味ではちょっと違うとは思いますが、一応はこの場でやりましたと。あとは、

決をとららないという話もあったのですが、その辺は基本的には違いますということで、完全に退けられたような形かと思います。その点、一部は取り込んで制定しています。納得いつている形にはなっていないと思いますが、一部は取り込んでいるということはいいかなど。

その後で、焼却炉の話、後の話にもありましたが、なぜプラスチックのリサイクルを先にやらなければいけないのかというところが納得いつていけば、焼却炉を先にやらなければいけないんじゃないの、という意見にはならないですよ。私も含めて。そこは、説明していると言っているのですが、理解できていないので、説明できていないわけです。というか、理解させられていないということです。

ですので、そうであれば、なぜ焼却炉ではなくてプラスチックが先なのかということ、一目瞭然でわかるような説明をきちっとしていただきたいと思います。現状、私は詳しく知らないのですが、ごみの分別の仕方だとか、有料化の話もありますが、その辺がまずどうなっていますか。その辺が今、統一されていないですよ。そういう前提がなくて、いきなり施設でいくんですかというところも疑問なわけです。私としてはです。先に施設を決めます、容量を決めますと。だけど、分別の仕方とか、この間もちょっと話したのですが、そういうのを変えるのには時間がかかりますね。何ですかと言ったら、ごみの決め事は3市でやりますと。共同でやっているのは何でしたっけ。

【片山参事】

今のところの役割分担は、3市共同資源化事業を外しますと、ごみ、資源にならないものは組合が担当ですと。例えば紙とか缶とかびんとかペットボトル、資源になるものは市でやりましょうねと、こういう役割分担になっています。そこに3市共同資源化事業が起きてきて、資源化についても一部3市共同でやりましょうねと。一部というのはペットボトルとプラスチック製容器包装と。そういうことで施設建設の話になったということです。

焼却炉がなぜ先にできないかという話があるのですが、一応、ちょっとわかりやすくというか砕けて説明いたしますと、例えば皆様がマンションを購入される、新築の一戸建てを購入されるときに、家族は何人で将来何人になりそうだと。それから、その家族についてはお年寄りなのか、お年寄りならバリアフリーが必要ですし、子供だったら子供が遊ぶような部屋も必要でしょうと。そういう、量と質の問題をある程度決めていかないと、焼却炉というのはできません。100億を超える仕事になりますので、やはり入念に決めていかななくてはならない。もちろん予測ですから外れることはありますよ。

そして、プラスチックがどうなるか。例えば燃やしましょうという話もあります。それから資源化しましょうという話もあります。これで、量的にはたかだか数千トンだというお話もありま

すが、質的には一般の可燃ごみは2,000キロカロリーぐらいなんです。ちょっと古い単位で申しわけない、カロリーで覚えていますので。ところが、5,000とか8,000あるんです。プラスチック、今、破碎した後の可燃ごみということで、破碎可燃、不燃ごみや粗大ごみを砕いた後のプラスチックを多く含むごみというのは、少なくとも2倍から4倍ぐらいのカロリーがあるわけです。そうすると、ごみの質が変わってしまいますから、炉の構造、排ガス処理設備の容量、ファンの容量、そういうものが変わってきます。煙突の太さも変わってくるでしょう、大げさにいえば。そういうものを明らかにして、入り口条件を固めないと、焼却炉の検討があやふやになってしまうので、焼却処理よりも上流側から検討して、確度を上げていく作業をしていく。それが必要なんですよという説明をしているんです。

【邑上会長】

そのような話をしていたのですが、そのときには、ごみの分別というのは統一にする必要はないのですか。

【片山参事】

統一の話が抜けていましたね。3市共同資源化事業によって何をしようとしているかということ、今まで個別にやっていた資源化事業を、3市共同の部分をつくって強化しようということです。

今、資源化というのは、歴史的に、皆さん各市とも努力をしまして、市民との対話の中で、これは分別しましょう、分別したものはこうやって集めて、ここの問屋さんがとってくれるからという形で、一生懸命一つ一つ品目を増やしてやってきたわけです、それぞれの市において。それを、今の3市共同資源物処理施設の竣工をもって、資源化基準をまず統一しようということで、ソフト面の検討もしています。それから、ごみ焼却施設の竣工までには、ごみの分別基準も統一していこうということで、今、ソフト面の検討も並行して進めています。

【松本課長】

東大和市の松本です。実際に、こういう議論を本当にもっと早くからやらなきゃいけないんだよなど、それを痛感しているのですが、こういう話というのは当然今後もしていきたいとは思っています。別に私は逃げも隠れもしないので、いつでも市役所3階の一番端っこの隅にいますから、いつでもこういう話はしたいです。

ただ、やはりこの要綱が、会長のお話ですとこのままでも行けるではないかとなるのですが、ただ、それをやっていきますと、またどこかでこのところぶつかってしまうというところがあると思うんです。なので、お互い他意はなく、そのときの感情もたまに出てしまうというだけの話なので、ですから、そもそもは、本来こういう形で行きましょうよでいいのですが、やはり、どうしてもそもそも論とかそういったところをさかのぼらざるを得ない部分の話というのが今後

も出てしまう可能性は、別に私は、出さないでという意味ではなくて、そういうものも出ると思うんです。

なので、やはりそこはすみ分けをきちんとしながらやっていかないと、施設がどういう形の対策が必要になりというところが全然進まなくなってしまうのも、これもまた一つ痛手になるので、できればそのところは、施設の必要性、立地という話と、施設の具体的な中身の検討をするというのは、それぞれ1つの提案としては、やはり分けてやるべきなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【坂本専任者】

今、松本さんがおっしゃったことは、全体の中のここの部分ですので、これを見直すという方法も1つだとは思いますが。

それから、今、片山さんがおっしゃっていた、要するにプラスチックを燃やすと炉が傷むとかいうことで……。

【片山参事】

そんなことは言っていないですよ。

【坂本専任者】

いや、カロリーが高いと。カロリーが違いますという話ですよ。じゃあ、今、プラスチックを焼却しているサーマルリサイクルは、補助率が2分の1ですよ。3分の1になって。それはご存じでしょう。熱効率に変換の部分については、補助金が2分の1来るんですよ。それで、サーマルリサイクルを採用している自治体は、そういうことでプラスチックは燃やしています。私も環境省の担当に聞いてみたら、ちまたではプラスチックは燃やすと炉が傷むとかいうのがありますが、それは全くわかっていない人が言っている話ですので、そういうのは無視したほうがいいです。これからは資源がないわけですので、石油がガンガン入ってくるわけではないわけですので、そこら辺はエネルギーに変換するなり考えたほうがいいと。中国あたりなどは、プラスチックは輸入してどんどん燃やしているじゃないですか。それはそれでいいと思うんですよ。

だからあまり、燃やしたらカロリーがどうたらこうたらではなくて、平成15年ですか、市長会で決まったごみの有料化ということについては、26市のうち、もう22ぐらいはやっているんじゃないですか。ただ、東大和もやっていますが、進んでいるところでは、例えば立川市などはプラごみの袋は無料です。府中市は半額です。資源というのであれば、そういうことまで配慮しないとイケない。

私が最後に言いたかったことは、前回の3市長が来たときの締めくくりで、会長は非常に冷静

な方ですので、締めくくりとして、「検証した結果、よくないものは直していくということをやすべきかなと思っています。」とおっしゃっています。ですので、やはり全部検証していかなくてはいけないと思うんです。行き当たりばったりの、空き地があったから今の暫定リサイクル施設を3市共同施設にしようなんて、もう全然、時代錯誤も甚だしいなと思います。

今、民営化というか、松本さんがさっきおっしゃっていたかな、要するに民間は信用できないみたいなことをおっしゃっていましたが、不安とおっしゃってましたよね、さっき。

【松本課長】

民間委託の不安定というのは、東大和市は、だから何で必要かというのは、民間が不安とかそういう観点では考えていません。

【坂本専任者】

不安定だとおっしゃってました。

【松本課長】

いやいや、考えていません。

【小川代表者】

不安みたいなこと

【坂本代表者】

言ってたじゃないですか。

【小川代表者】

心配だと言ってた……

【松本課長】

ごめんなさい、1点だけ言いました。私が民間が不安定だとは、あの当時の会議録を見てもらえばわかるのですが、私は不安定とは思っていないけれども心配事項はありますと言ったんです。

【坂本専任者】

だから、そこを教えて、何が心配なのかというのを。ちょっと、まとめますので。

【松本課長】

また誤解を生むと嫌なので、これだけちょっと言わせていただきたいのは、結局、東大和は施設ができるまでということで民間委託をやっていますよね。万が一、その委託先で、じゃあ例えば火災があつて施設がとまってしまった。そうすると搬入ができなくなるという部分はあるんです。その搬入できなくなったプラを、じゃあ市民の方に、当分収集はしませんととめることが現実にはできませんというがあるので、それをどうすればいいかといったときに、都合よくそのと

きだけ中島町に持って行って燃やさせてくださいはいできないのではないですかと、あの当時、私は言ったんです。

ですから、不安定ではないんです、別に。民間は。絶対に。だって当然、この前、比留間運送の見学に行ったときにもあのようにおっしゃっているわけですし、私どもも、そんな不安定なところに民間委託に出せないです。だから、民間委託がそういう意味で不安定というのは、それは私ども東大和市も思っていないです。

【坂本専任者】

そういうことをおっしゃるのであれば、公設だって全く同じじゃないですか。

【山崎専任者】

武蔵村山市はこれに書いてあるじゃないですか、完全に。不安定だと。民間だから。むしろ逆に聞きたいですよ。

【松本課長】

それは、どうしてもこの施設が必要だという思いは同じなのだけれど、なぜ必要とするかというところの理由というのは、やはりその市その市の事情というのがあると思うんです。だから、そういったところは全部が一緒ではないけれど、でも最終的に必要性を求めているところの目標は一緒なわけですから、だからお互いそこのところで歩み寄りながら事業は進めている。

それで、何で公設で持っていくかといいますと、公設で持っていくことで、現実的な話、平たくしてしまうと、万が一、公設でやっていて、起きてはほしくないこと、火災が起きてしまいました、施設がとまりました。でもそのときは当然連携できるという枠組みがつくれるわけです。だから、そういったところも含めて、なぜ言うかという、焼却炉の中島町にだって地域住民はいらっしゃるわけです。なので、当然、中島町の人たちは、こういうごみしか東大和市は入ってこないよねと思っているわけです。それなのになぜ突然車両台数がふえたのかなと思って調べたら、一言言ってくれてもいいじゃないですかという話で、やはりそこは地域地域、やっぱり……。

【坂本専任者】

ちょっとお待ちください。未然形を幾らいいと言っても、そういうのはもう論外なんです。誰もそんなことは聞いていないです。今、国公立の施設というのは、ほとんどがPFI化していますよね。プライベート・ファイナンス・イニシアティブで、だから、それはじゃない。

【松本課長】

事業運営方法は確におっしゃるとおり、坂本さんの言うとおりで。ただ、要するに、原点に戻ったときには、やはり廃棄物処理の施設というのはまずは公設でいくのが第一義的な考えですから。

【坂本専任者】

じゃあ、今まで民間委託している自治体はどうなんですか。

【松本課長】

民間委託というのは、第一義的に公設で施設を持っていく、それによりがたいときに次の考えとして民間委託を持ってきます。坂本さんが言ったのは、あくまでも公設で施設を設置したとしても、そういう手法で幾つも設置されているケースはある。ただ、設置者は自治体になっているわけです。

【坂本専任者】

設置者は自治体というのは、当然、公設でやれば自治体というのは当たり前の話じゃないですか。それを民間委託すればずっと安くなる。

【松本課長】

だから、坂本さんがおっしゃっているのは、運営方法のほうを言っているわけじゃないんですか。

【坂本専任者】

運営もそうだけれども、実際に設置者が公設というのは自治体になるのは当たり前の話じゃないですか。

【松本課長】

だから、それが原則なんですよ。

【坂本専任者】

原則じゃないって。

【松本課長】

いや、原則です。それは環境省に確認してください。原則ですから。これはもう間違いない。

【小川代表者】

それはあくまでも原則でしょう。

【松本課長】

いや、ただ、それは、あくまでもというけれど、でも、それ相応の理由がないと民間委託というのは真っ先にはとってはいけないんです。これはもう、国からちゃんと通知が出ています。

【小川代表者】

だから、公設できない場合は民間委託しかないじゃないですか。

【松本課長】

だからそれは、公設がどういう理由でできないかで、当然、民間委託の手法をとると。

【小川代表者】

私はいつも一般論言ってるじゃないですか、それに対する明確な根拠はないんですよ。

【坂本代表者】

すごい税金を使うという意味では、安易すぎるんです。

【松本課長】

ごめんなさい、時間があれなので、その話はいつでも3階に来てください。私のほうでまた説明をいたします。

【邑上会長】

個人的に話をして、そこで理解を深めるのはそれはそれでいいのですが、皆さん、委員が同じような理解度であるわけではないので、やはりこういうところできちり説明していただいたほうがいいかなと思います。

それで、言っていないと言っていたのですが、ちょっと後で確認しますが、不安定だと、二、三回前のときに言っていますよね。言っています。確認しておきます。言ったんです。そのとき、突っ込もうと思ったんですけど。

【松本課長】

私は、あのときの思いとしては、民間委託が不安定ではなくて不安がありますというイメージだったので、そのことが変わっているかもしれないのですが。会長、絶対に前後の文末も全部読んでください、そこは。よろしくお願いします。

【邑上会長】

いや、そこを聞いていましたので。はい。

それで、火災とかの話もありました。前のときには民間だとという言い方をしていたのですが、今は公設でも火災があるかもと言っていたので、そこは当たり前なのですが、民間だと火災があるけれど公設はないみたいな感じのことを言っていたんですよ。

【松本課長】

会長、申しわけないですけど、そういう議事進行はないですよ。

【邑上会長】

違う違う、前にそう言っていたので、そういうふうにとられますと。そういうふうにとられる言い方だったので気をつけていただきたいなと。

【森口専任者】

松本さん、これ、みんな終わった瞬間に、「松本さん、きょうおもしろかったよね。」と話していたので、自分で会議録を読んで、自分の言い方が悪かったなと反省したほうが早いと思いま

す。今ここで言うことではない。

【邑上会長】

それで、気をつけないとそういうふうを受け取られるので、気をつけてくださいということを言いたいわけです。

もう時刻も時刻なので、木村さんのほうからお話があるということなので、今の話は一旦打ち切って、ちょっとお話を。

【木村課長】

今日も、先ほど来お話ししております、この協議会は本来の目的ではありませんが、これまで1年以上かけてきちっと必要性等を説明してまいりました。

先ほど、東大和の松本課長からも、すみ分けをした中で進めていくというようなお話もございました。毎回同じような話になってしまいまして、本日も残念ながら平行線といいますか、同じような話になってしまっております。私どもとしましても具体的な話をしていきたい。それから、委員の中にもいらっしゃいましたが、具体的な説明を聞きたいという方がいらっしゃる中で、今日も予定していた議事のほうが遅れてしまっているような状況でございまして、これ以上遅らせることはできませんので、先ほど要綱のお話もございましたが、いわゆる根幹の部分、建設の是非あるいは立地、必要性というのはこの協議会では行いません。そういう改正もいたしませんので、今後は具体的なお話をさせていただきたいと思っております。その要綱に従ってこの協議会を進めていきますので、そういった運営方法に理解をしていただける方が、今後もこのまま残っていただいて、そういった具体的な説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【森口専任者】

今の言い方だと、理解のできなかった方は来なくていいということですね。

【木村課長】

いえ、運営の仕方です。この会ではやりませんが、先ほども申し上げたように別の場では説明させていただきますので、そのような扱いでお願いしたいということです。

【森口専任者】

それと、もう1つ聞き逃しができなかったのですが、1年を通じて建設のことについて説明してきましたと。そもそも論のことに関しても、片山さんは次回で終わりにして具体的なのに入りますと。でも、そもそも論として、私たち、ここできちんと議論させてもらったことがないんです。誰かがそもそも論を語り始めると、次の予定があるからといって打ち切りに入って、今までと同じ説明を同じように繰り返されて聞かされて、そこでおさめられて、おさめたときに岡田さ

んなり会長なりが、じゃあ協議会の分科会でそもそも論はやればいいねということがあったので、皆さん大人なので、じゃあそこでやればいいということで黙ってきたわけです。それが今、聞き逃せば、1年間説明してきたとかそもそも論をやってきたようなことになっていますけれど、ここの協議会でそもそも論が協議されたことがないということは確認しておきたいのですがどうでしょうか。

【木村課長】

私どもは説明をしてきたというふうに認識しておりますし、これからしないということではなくて、ほかの場で引き続き説明をさせていただきますので、この協議会では、先ほども申し上げましたとおり具体的な話を進めていきたいので、その話で理解をしていただける方に残っていただいて、説明をさせていただきたいということでございます。

【森口専任者】

じゃあ、理解できない人は残らなくていいと。

【木村課長】

進め方ですので、皆様はそもそも論というのをしたいと思いますので、それは別の場でさせていただきますということでございます。

【岡田代表者】

いろいろご意見はあるし、私も意見があるので。建設そのものに反対という意見も、無論出てきてもこれは当たり前のことと思います。今、木村さんのおっしゃった形になると、これはやはりかなり感情論が入ってしまう部分もあると思うんです。ですから、2時間ある中で、例えば1時間1時間で分けて、建設反対・賛成というのはいろいろあるかとは思いますが、現に建設せざるを得ないという形で組合の皆さんはそれなりのお仕事をされているということもやはり理解しなくてはいけないのかなという形で、私は、そもそも論を1時間、それから具体的な建設について、スケジュールも含めて、これは重要なことなのですが、きょうの図面を見ても、こんなものをつくられたら困るなというような感じがしないわけでもないです。という形で、私としてはやはり、1時間1時間でかつちり分ける形で、建設も、内容についてはかなり検討してもらって、その1時間の中で説明できるような、ディスカッションできるようなご提案をしてもらおうと。そもそも論につきましては、今回はこの議論をする、1年半、2年近くこれをやっても同じことの繰り返し、回答した、しない、聞いていない、聞いているといったような形なので、組合の皆さん、マンションの皆さんも、今回についてはこの1点か2点について議論していくような形でやっていかないとまずいと思うんです。

そうはいつでも、基本的にはここにつくってほしくないという部分が非常に強いと思うのですが、それをやることによって、どこまで理解し、わかった、じゃあしようがないねという結論が出るとも思えないのですが、木村さんが今おっしゃったような形だと、もう反対するやつは来なくてもいいよという、それはないと思う、私は。ですから、どんなに口汚い議論をしたとしても、やはり建設については真摯に、みんなが知恵を出すということについては前向きに考えてもらえればなと思います。

【小川代表者】

私もそう思います。木村さん、この間、この協議会を始めるときに……。

【木村課長】

誤解が生じたようですので、決して、理解しない方は来ないでくださいと、そういうことではありませんので。皆様もぜひ、すみ分けした中で、ここは聞いていただくと、そういうことをお願いしただけです。

【小川代表者】

協議会が始まる時には反対する人も参加してもいいですよと言いながら、さっき、理解できなかったら参加しないでくださいみたいなことを言っちゃだめですよ。おかしいです、それは。協議会が始まる時には、要綱の問題、最初の頃、じゃあこの中で反対の人もいるのだけれど参加していいですと。だから基本的には反対だけれど、今は参加しようと言っているじゃないですか。

【松本課長】

さっきの木村課長の案がいい悪いは別として、当然、中身の話をしていきたいからという中に、別に建設反対だから出てくれというような、それは思っていないですから。だから、逆の言い方をすれば、入っていただかないと、私どもはそこは困るという部分もあります。

ですから、何が言いたかったかというのは、そもそも論とか今まで続けてきた話をしてしまうと進まなくなってしまうというところを、できれば変えさせていただきたいというそれだけです。で、建設反対しているから参加しないでという話ではないです。

【邑上会長】

でもやっぱり言い方で、岡田さんもそうだったし、私も取りましたけれど。

【木村課長】

そうですね。誤解があるような発言で、それは済みませんでした。

【邑上会長】

ですよ。それで、事前に協議したときにも別の場でという話があつて、今もそういう話にな

りましたが、もし別の場ということであれば、それは別の場で、私的な集まりではないようにしましうね。そうでないと意味がないですよ。私的な集まりで幾ら来るといってもそれは何の意味もないので、やるのだったら今の協議会と同じような位置づけの協議会にしてはどうですか。

廃プラの施設について、リサイクルについては、今、この場でやるのであれば、じゃあ3市のごみ行政についてやるとか、その中で実際どうして進めていけばいいのかという話をして、やっぱり要るねとなれば要るで、この協議会で具体的に進めていけばいいですし、要らないねとなればこの協議会は長くやってきたけれど終わりにしますというふうにすればいいかなと思うので、もし別の場ということであれば、きっちりとした別の場をつくっていただいてやるということがいいのかなど。私的な場をつくる意味はないですよ。

【松本課長】

別の場というのは、そういった意味の別の場を設けるのもあります。ただ、別の場をつくったとしても、この会は、反対していても中身の議論の中で参加してくださいという思いですから。ただ、一個懸念は、別の場を設けると2つできるので、その分時間が、お互い、私たちは当然仕事ですからあれですけど、時間をそれだけ割けますかという現実的な問題も出るので、そうすると、さっき岡田さんから話があったように、1回の会議の時間の使い方で分けましょうというのも当然ありだと思うんです。

【小川代表者】

交互にやればいいじゃない。

【松本課長】

ですから、そこの所を、どういうふうにやろうかと、そこをきちんとルール化できれば、別にこの要綱がどうという話でもなく進むことはできると思うんです。

【小川代表者】

やっぱり要綱に何か附則を書かないと。途中で、ここは建設是非だからそれを却下します、それは受け付けませんと、そうなったら困ってしまいますからね。ちゃんとどこかでそういうことも含めてやりますと明記しないと。それは会長、文言を考えてください。

【邑上会長】

それは要綱に書くのがいいのかというのはありますけれど。

【岡田代表者】

とにかく、定期的な打ち合わせは1カ月に一度ですから、これは1カ月おきの形でやってしまうと2カ月飛んでしまうので、やはり限られた2時間を1時間1時間ぐらいで分けてやって、多

分、そもそも論のほうになかなか議論が進まない部分があるとすれば、その時点で、その月半ばの何日に、じゃあこの件についてはやりましょうという形で進めれば良いと思うんです。それについては興味がある方が参加すると。定期的な打ち合わせの中では必ずそもそも論と建設に関しての説明をする、ディスカッションをするという形でやっていけばいい。

無論、建設のほうで結論が出なかったらというか、なかなか議論が進まなかったら、じゃあ月中の中でやりましょうというような形で、これ、密にやっていかないと、組合さんのほうから聞いて、「はいわかりました、そうですね。」というわけにはいかないと思いますから、そういうことで毎回きめ細かくやっていけばいいんじゃないですか。けんかしているわけじゃないんですから。そういう形でみんなで話し合っていく。折り合いがつかどうかはわかりませんが、少なくとも建設の内容については、賛同できる、これは絶対だめだという部分はある程度弱まると思うんです。ハードウェアですから。場合によってはその会社の人に来てもらって説明してもらおうとか、そういうことも出てくるかもわかりません。

そんなことも含めて、ぜひとも時間を、とりあえず半分に割った形でスタートしたらいいかなものかなというのが私の提案です。皆さんいろいろご意見があるかとは思いますが、それでも。

【邑上会長】

ありがとうございます。私は、先日、事前の打ち合わせをした際には、先にやったほうがいいかなと思っていて、それが3カ月なのか半年なのかわかりませんが、その後で具体的なことをやればいいのかと思ってお話をしました。

なのですが、半々でやるというのも当然悪くはないと思いますので、そこは、それこそ協議して決めればいいのかと思います。

一応、衛生組合側としては遅らせることはできませんと言っているのですが、それは、できないことはないのではないかなと思うんです。予定どおりはいかないかもしれませんが、この予定どおりにいかないと誰かが死んでしまうわけではないですから、そこは柔軟にできるかなと。もちろん、管理者側への説明なり、理解してもらおうということは必要になると思うのですが、こういうふうに協議の場になったので、半々でやるなら半々でやるから進みは当然遅くなります。先にそもそも論みたいなことをやるのであれば何カ月かずれますと。どちらでもいいですが、その話をしていただいたほうがいいのかと思います。

実際、今、岡田さんの提案では半分ずつでどうかということがありました。私は全体をずらしてしまえばと言っているのですが、そっちのほうで乱暴かもしれません。あとは、こちら側からは別の場だという話になっていましたが、どうですか。決をとる場ではないという話があるので、どうやるかというのはありますが、何かありますか。どっちがいいということで。

【深澤専任者】

グランステイツ玉川上水専任者の深澤です。先ほど木村さんのほうからお話がありましたように、反対であれば今後出る必要がないというご意見がありましたので、それについてはちょっと問題であると考えています。

今、岡田さんと邑上会長からもお話がありました。もし、例えばそもそも論を含めて検討するのであれば、今、7時からやっているのですが、それを例えば6時から8時まで2時間、施設全体としてはその中でお話をし、8時から9時まで1時間、例えばそもそも論だとか、施設全体のあり方をどうしても話し合いたいというのであれば、8時でとりあえず一度締めて、それから1時間、例えば必要な団体や、意見がある団体の方については残っていただいて1時間やるとか。早い方であれば8時で当然終わるだろうし、3時間になりますけれども休憩を含めて例えば9時までやっても話したいという方であれば、こちらの団体も含めて話をしていきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

【小川代表者】

そもそも論と施設の姿の内容についてということですが、結論からいいますと、そもそも論でこの施設は必要ないといえ、もう施設の姿なんか要らないんですよ。だからはっきりとそもそも論で結論をつけましょうよ。

それに、今お話ししましたが、ここに座っている組合の方、行政の方は権限がないんですからね。この間の3市長が集まったときに話そうと思いましたが、時間がなくて尻切れトンぼになりましたけれど、そこではっきりと、権限を持っている人、市長に、参加してやりたいと思います。そうじゃないと結論は出ないと思いますよ。私はそう思います。

【木村課長】

先ほど岡田さんからご意見をいただきました。冒頭、私の発言で誤解があったということで、申しわけありません。

深澤さんのほうからご提案をいただいた、会場の都合も確認する必要がありますが、例えば6時から8時、それから8時から9時の1時間、そういう分けて進めるということは、行政側としては特に異論はないということをお願いしたいと思います。

【邑上会長】

もう9時になってしまうのですが、もともとこの場合は45分までということなので、1時間45分です、元々は。もし、2時間で分けてやると確かにどちらも少ないので、そこそこ時間をとるとしたら6時とか6時半とかから始めるのもいいかなとは思いました。どうですか。

【松本課長】

その場合、こちらの設営が。今は7時開始なので設営ができていますが、6時開始だとちよつと設営ができなくなってしまう。

【邑上会長】

6時からだと、6時半なら可能ですか。

【松本課長】

それか、みんなで準備しましょうという体制であれば問題ないですけど。その調整だけが。

【岡田専任者】

松本さん、みんなでやりましょうよ。

【松本課長】

それであれば、6時半開始ぐらいであれば、6時から予約という形で。

【邑上会長】

それでは、次回は1回6時半開始でやってみると。

【松本課長】

そうですね。6時集合、6時半開始のイメージで。

【邑上会長】

6時からここが使えるので、設営を始めるので、できれば早く来ていただいた方は一緒に手伝ってやってもらおうと。それで6時半から開始することを1回やってみると。

【森口専任者】

ついでに半々もやってみますか、ハーフタイム。

【邑上会長】

そうですね。何ともいえないのですが、半分の時間で次回をやってみるということにしますか。

【森口専任者】

やってみてダメだったらまた改善すればいいので、ハーフタイムはやってみる価値があると思います。

【山崎専任者】

6時半から9時までにはしてください。

【邑上会長】

6時半から9時ぐらい。半分ずつでやる。

【山崎専任者】

そもそも論だけ短いというのは何となく納得できないので、できれば同じに。ハーフハーフで。

【邑上会長】

だとすると、次回は何をやるのという話があって、今この場で言うのも、時間も遅いですしやりにくいと思うので、何かしらネタを見つけないか決めておいて。事前がないとつらいですよ、何かやるとしたら。それはだから事前に、こういうことをやりましょうというのを、でも、全員で決められないですよ。集まったりしていないですよのね。

【岡田専任者】

強くご意見を持っている方がまとめるべきですよ、それは。

【邑上会長】

じゃあ、やりたい人が、全員かどうかわからないけれど。

【岡田専任者】

集まってもらって、あらかじめ衛生組合さんのほうにまず、できたら2点ぐらいでやっていったほうが良いと思うんです。多ければ多いほどわけがわからなくなってしまうので、この点についてやりたいという、そういうことをまとめていただければよろしいのではないですか。

【邑上会長】

そうですね。それでは次回、そもそも論という名前にするかどうかは別として、何かしら議論するというので、そのことをやりたい人は、ちょっと一旦、今日終わったら残ってもらって、どういうふうにその内容を詰めるかを一旦やりたいと思います。

【松本課長】

残るなら一点お願いがございまして、次回からやり方を変えるじゃないですか。この会議録の作り方なのですが、今、全文録でやっていますよね。前半後半を試行で次回やるとした場合に、それも全て全文録となってしまうとわけがわからなくなってしまうんです。

なので、以前、ほかの委員さんから一つの提案というお話があったのですが、要するに今までの経過を追いたいという市民の方がいたときに、これを見ていただければ経過が追えますよと、したいんです、我々としてみれば。なので、全文録でだ一と載せてしまうと、それを全部読んでくれというわけには現実いかないので、要点を、こういうことを今日はやって、こういうことが決まりましたという形の会議録というのはいかがかというのも、そこは施設の中身の話の入るほうに関しては、特に追えるようにしたいなという部分が一点ございまして、できればそこも。

【邑上会長】

じゃあ、それも試してみるというか、一回そういう形でやってみると。

【松本課長】

現実、市のほうに問い合わせが入って、これを全部読んでくれとはちょっと私どもも言えない

んです。なので、そののところもできれば整理をかけさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【山崎専任者】

2種類つくったらどうですか。全文版とそれを要約したやつを。

【松本課長】

全文をないがしろにするわけではなくて、できればホームページに出すのは、簡単に言うと、私個人の意見になってしまいますが、この日はこの議題をやってこうということが決まったというのをホームページにはまず出すというふうにしないと、広く市民に知ってもらうことが、今の現状だと全文録なので厳しいというところで、ご協力いただければと。

【森口専任者】

それは、例えば基本構想だと概略とか、長いのと短いがありますよね。そういうふうにして両方載せればいいんじゃないですか。

【松本課長】

それでも構わないです。

【山崎専任者】

2種類載せればいいんですよ。

【小川代表者】

2時間の間はやるんだったら……

【松本課長】

次回から、時間が長くなってしまうので。

【小川代表者】

時間が長くなるからね。

【木村課長】

2つつくるというのも難しいので。

【邑上会長】

もちろん大変なのですが、議会の議事録と市議会だよりみたいなイメージだとしたら2つかなと思ったんですね。まとめるのは全貌がわからないとまとめられないので、一旦、全文録は、30分長くなるだけなので、つくっていただいて、あとはまとめたものを一旦つくっていただいて、こんな形でどうでしょうかとやってからにしますか。

【松本課長】

これは何でかということ、ほかの34万市民に影響する話なので、そこをもっと周知していき

いんです。

ここに、施設がこういうふうには……

【邑上会長】

でも、今までもやっていないじゃないですか。

【松本課長】

要するに、読みにくいとか、これ全部はとか、そういうのがあったので、徐々に修正したいということなんです。

【邑上会長】

全文録がないのはないで、多分いろいろと。やはりこういうのって信頼関係なんです。人格じゃないですよ。人格とかじゃなくて、今までのやりとりだと、信頼できる状態になっていないんじゃないかと思うわけです。なので、信頼できるなら多分それでいくのですが、最初はちょっと、いきなりいってしまうと不安になるので、できれば今までどおりのものと、違うまとめたものを作って、だんだんと推移していくのがいいかなと思います。

【小川代表者】

たかがとっては語弊がありますが、30分ぐらい長くなっても今までどおりでできると思いますよ。市の有能な方がいらっしゃるから大丈夫だと思います。

【邑上会長】

まあ、大変なんですけどね。大変だとは思いますが。

じゃあ、もう9時を過ぎてしまいましたので。本当はきょう、正副会長の選任というのがあったんです。私はきょうで終わりです。だから、それは次回ですね。

【森口専任者】

今すぐ決まりますよ。

【邑上会長】

いや、もう遅いので、今日はやらないで、次回、事務局でこの選任についてをやるということでもいいですね。

【森口専任者】

事務局がしたいんですね。私たちが今ここでやるより……

【木村課長】

会長は今日までですので、今日決めていただければいいのですが、次回はもう邑上会長ではないので、選任する間は事務局で進行させていただくということです。

【邑上会長】

最初はそうだったじゃないですかね。

【森口専任者】

事務局はやりにくいという事ですね。

【木村課長】

今度の協議会の時は会長ではないんですね。

【片山参事】

資料のほうの説明を、簡単に、1分で。

高さが高過ぎるというお話をたくさんいただいております。そこでつくった資料でございます。これは次回、協議させていただきますので、持ち帰り検討いただきたいと思います。ピット方式とって、穴に資源を蓄える方式、私どもが提案している方式ですが、それに対してヤード方式、平らな場所にごみを山積みにして貯留するという方式の違いがございまして、このヤード方式を採用することで高さが4メートルほど低くなるという検討結果が出ましたので、ご覧になって、次回説明をさせていただきたいと思います。

それと、これも次回ですが、きょうお配りしました資料、協議会年度内の具体的検討内容ということで、こちらの形で進めさせていただきます。次回、VOCの発生量調査の件の検討結果が出る予定でございますので、施設の全体計画、公害防止の計画とあわせて資料をお示しできると思いますので、よろしく願いいたします。

最後に1点ですが、8月17日から24日の間で、環境影響調査現況調査の夏分を行います。8月17日に設置をして8月24日に撤収ということで行います。そして、行う場所はこちらの概要版、既にお配りしてございますが、こちらにお示ししておりますので、この場所でこの期間、24時間やっておりますので、もし興味のある方はご覧いただきたいと思います。

今回は夏の調査ですので、環境大気のほかに臭気をやります。においについては天候を見て、その期間のうちの1日を使ってやりますので、よろしく願いいたします。天候のいい日、風のない日がやっぱり心配ですので、そういう日にやります。

以上です。

【光橋専任者】

1点お願いします。きょうの協議会で、片山さんのほうから、なぜ焼却炉の建設より廃プラを先行させなければいけないかというのをご説明いただいたと思うのですが、あれがわかる、要するに私ども自治会の住民たちに説明できるような資料を、A4一枚か二枚にさせていただいてつくっていただいて、次回、配っていただけないでしょうか。

【片山参事】

わかりました。何かつくります。

【山崎専任者】

我々ももらった方がいいんじゃないですかね。

【森口専任者】

当然配りますよね。次回、全員配付で。

【片山参事】

はい。

【木村課長】

こちらの協議会のほうでも配付をさせていただきたいと思います。

あと、私どもから、衛生組合のほうで事業計画書というのがあるのですが、これはホームページでは掲載しておりますが、組合の施設の運転管理や維持管理といったものを計画的に、適正に行うためにつくったものでございます。紙ベースで欲しいというご要望もあったことから、今日、ご用意させていただいておりますので、もしご希望の方がいらっしゃれば、帰りに事務局のほうまでお越しただければ差し上げることができますので、よろしく願いいたします。

それから、きょうの資料、年度内の具体的検討内容、それから受け入れ方式の比較表、これにつきましては次回もお持ちいただくようよろしく願いいたします。

【邑上会長】

ありがとうございます。

次回の来月の資料の話がありましたが、今回は9月12日の土曜日です。今までは7時でしたが、先ほど話があったように6時半から開始ということでお願いします。あとは、余裕のある方は6時半前に来ていただいてセッティングのお手伝いをしていただければと思います。

先ほどちょっとお話ししたのですが、皆さんの手元に生活環境影響調査の春の調査報告書が配られているかと思います。今日はこの話ができなかったのですが、次回これを簡単に報告というか、紹介していただければと思います。ですので、できればまた持ってきていただければと思います。場所はここですね。桜が丘市民センターになります。

では、大分時間が過ぎてしまいましたが、今日はここで終わりにしたいと思います。

あと、先ほどお話ししましたが、次回、そもそも論のようなことをやりたい方はちょっと一旦残っていただいて、議題をどうするかということを軽くお話ししたいと思いますのでお残りください。

では、今日は長い間ありがとうございました。お疲れ様でした。